

## 181 血清肝炎(輸血後肝炎)

### 概要

血清肝炎(輸血後肝炎)は、血液や血液成分が輸血された後に起こる肝炎である。本症は早ければ、輸血後2～3か月以内に発症するが、肝炎の臨床症状あるいは肝機能の異常所見を把握できなくても、肝炎ウイルスに感染していると診断される場合がある。そのため、必要に応じ、輸血後1～3か月頃に、ウイルス関連マーカーの検査等を行うべきである。

### 診断基準

以下の(1)、(2)及び(3)を満たすもの

- (1) 輸血後2週以降6ヶ月の間に血清ALTが100 IU/L以上の肝機能障害が初発し、継続的に2週間以上に及ぶもの。
- (2) 輸血後に発生した肝機能異常であっても、原疾患に起因する肝機能障害、手術による術後肝障害、薬剤に起因する肝障害、脂肪肝、及び肝機能障害を呈することが知られている肝炎ウイルス以外の既知のウイルス疾患等が除外されるもの。
- (3) 当該輸血以外の経路による肝炎ウイルス感染の可能性が除外されるもの。

### 認定基準

以下の1及び2を満たすもの

- 1、輸血後肝炎と診断されるもの。ただし、劇症肝炎と診断されるものは除く。
- 2、血液生化学検査や肝生検等の検査を必要に応じに行い、現在も肝炎の症状が継続していると診断されたもの。なお、新規申請の場合は、輸血後肝炎の原因とされる輸血後5年以内のもの。